えいせい

ＮＯ．１８６　　２０２０年９月１日発行
発行責任者　若梅　晶子
ＴＥＬ　　０３－５３２０－７４１２(直)
内　線　　６３－２１０
ＦＡＸ　　０３－３３４９－１５０２
Ｅメール　info@eiseikyoku-shibu.com
ＵＲＬ　　https://www.eiseikyoku-shibu.com

「新しい人事給与制度　原案」が示される！！

私たちの給料は？ボーナスは？生涯賃金は？

夢ばかりを語り、財政基盤の分析・説明なし。職員間の分断を生む内容

病院経営本部は、八月一九日、都立病院の地方独立行政法人化を前提とした「地方独立行政法人東京都病院機構（仮称）新しい人事給与制度　原案」をｅ－ラーニングで職員に提示しました。

手当、職級・職責、専門資格、には手厚いものですが、基本給は四〇歳前に昇給停止（法人移行時三〇歳主事・退職時主事の場合）となっています。三〇歳以降の生涯賃金は看護師で二〇〇万円、コメディカルでは一〇〇万円の減収となっています。各手当や職級の割合も不明確であり、どのような専門資格が対象になるかも「診療報酬上の加算」が条件となっています。

コロナ渦で医療機関の三割が一時金削減

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた病院は財政危機に陥り、医療機関の三割が一時金の減額となっています。大幅減額は都市部に集中し、「支給なし」の医療機関もありました。（日本医労連調査）

「新しい人事給与制度の基本的な考え方」は「医療環境の急激な変化にスピード感をもって対応できる制度」であり、「行政医療は引き続き行っていく」となっていますが、経営悪化時の対応については一言も触れていません。

衛生局支部は差別・分断をもたらす「原案」を受け入れることはできません

うまみのある説明を前面に押し出していますが、年度途中の採用や手当の拡大など、今できることはたくさんあります。法人の財政基盤についての分析説明もされていない中、必ず減収となる組合員を作ってしまう「原案」を、衛生局支部は受け入れることはできません。

病院経営本部に要請行動！厳しい勤務実態に合った手当の支給を！！

八月四日、衛生局支部は病院支部とともに病院経営本部に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当」の改善を求め要請行動を行いました。

衛生局支部は多摩総合医療センター分会・小児総合医療センター分会が参加、病院経営本部からは宮川職員課長・中野医療人材担当課長が対応しました。

組合員からはコロナ病棟の実態や、病院の現状が報告され、勤務実態に見合った手当の支給が強く訴えられました。

「新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当に関する要請書」は裏面に掲載

「独法化反対」駅頭宣伝行動　国分寺駅南口

猛暑の八月八日（土）、「多摩メディカルキャンパスを良くする会」とともに「独法化反対」の宣伝行動を行いました。

横断幕、のぼりをたくさん掲げてスタンディング中心の行動を行いました。

訴えにしばらく足を止めてくれる人、三〇分も聞いてくれた青年、チラシを自らもらいに来てくれる人、話しかけてくれた人などがいました。

都民の独法化への不安や関心が受け止められた行動となりました。

引き続き「独法化反対」運動を進めていきます。